

第8回日米豪閣僚級戦略対話(TSD)共同ステートメント(仮訳)

2018年8月4日 シンガポール

1. 豪州のジュリー・ビショップ外務大臣, 日本の河野太郎外務大臣及び米国のマイク・ポンペオ国務長官は, 2018年8月4日にシンガポールにて第8回日米豪閣僚級戦略対話(TSD)を開催した。
2. 閣僚は, 三か国間の戦略的パートナーシップの重要性及び日米豪の調整を深めていくことの重要性を再確認した。閣僚は, 自由で, 開かれ, 繁栄し, 包摂的なインド太平洋地域を維持・推進するために協力して取り組むことに対するコミットメントを強調した。閣僚は, 地域の国々とのパートナーシップを通じて, 次の事項を確保することを含め, ルールに基づいた秩序を維持するため協力することにコミットした: 紛争が国際法に従い, また武力による威嚇又は武力の行使によらず, 平和的に解決されること, 国家が威圧に対して強靱であること, 航行及び上空飛行の自由やその他の海洋の国際的に合法的な利用が維持されること, 及び市場がオープンであり続けること。
3. 閣僚は, 地域の安全保障枠組みをリードする者としての ASEAN の役割を含め, 地域の平和と繁栄を促進する上での ASEAN の成果に留意した。閣僚は, ASEAN の中心性と一体性への強い支持を再確認し, 政治・安全保障の課題に取り組むための地域における首脳主導のプレミアム・フォーラムとしての東アジアサミット(EAS)の価値を強調した。閣僚は, 地域の重要な問題についての対話を促進する際における環インド洋連合(IORA)や太平洋諸島フォーラム(PIF)を含むインド太平洋における他のフォーラムの, 重要な役割を認識した。閣僚は, 太平洋島嶼国を含む地域全体の国々の安全保障, 安定, 強靱性及び経済とガバナンスの発展を促進するための三か国間の協力を更に強化する意図を共有した。
4. 閣僚は, 北朝鮮の金正恩国務委員長によって合意されたとおり, 北朝鮮の最終的な, 完全に検証された非核化という国際社会の目標へのコミットメントを再確認した。閣僚は, 国際社会が, 国連安保理決議に従って北朝鮮の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画の廃棄を達成する必要があることを改めて強調した。閣僚は, 米国と北朝鮮の議論を歓迎し, 北朝鮮に対し, 非核化に向けて即時の, 意義のある, かつ, 具体的な措置を取ることを求めた。閣僚は, 地域における繁栄し, 成功した一員となる北朝鮮の潜在力に留意した。閣僚は, 国際社会の全てのメンバーに対し, 国連安保理決議の完全な履行を通じたものを含め, 北朝鮮に対する圧力を維持することを要請した。
5. 閣僚は, 7月27日に, 北朝鮮が2018年6月12日の米朝共同声明における北朝鮮のコミットメントの履行の一環として, 朝鮮戦争で戦死した兵士の遺骨を返還したことを歓迎するとともに, 北朝鮮が, 非核化を含め, 同共同声明における自らのコミットメントの履行に向けて更なる措置を取るよう促した。閣僚はまた, 北朝鮮が人権侵害及び虐待を終わらせ, 日本の拉致被害者を含め, 北朝鮮で留め置かれている全ての外国人を即時に解放するよう, 北朝鮮に求めた。

6. 閣僚は、係争のある地形への高性能兵器システムの配備を含む、南シナ海における動向に対する深刻な懸念を表明した。閣僚は、埋立て、拠点の構築、係争のある地形の軍事化及び、境界未画定海域における海洋環境に恒久的な物理的変更を及ぼすその他の行動のような、現状を変更し、緊張を高め得る威圧的な一方的行動に対して強い反対を表明した。
7. 閣僚は、2016年7月の比中仲裁判断の両当事者にとっての重要性を強調した。閣僚は、南シナ海及び世界中における、係争のある地形の非軍事化、武力による威嚇又は武力の行使によらず、法的・外交的プロセスの完全な尊重を通じた、国際法、特に国連海洋法条約(UNCLOS)に基づく紛争の平和的解決及び、航行及び上空飛行の自由並びにその他の国際的に適法な海洋の利用の完全な尊重の重要性を強調した。
8. 閣僚は、南シナ海における行動規範(COC)に係る最近の動向を認識した。閣僚は、COCが、UNCLOSに示されている既存の国際法と一致すること、第三者の利益や全ての国の国際法上の権利を害さないこと、既存の地域的枠組みを強化すること、また紛争を複雑化あるいはエスカレートさせる行動を止めることへの当事者のコミットメントを強化することを求めた。
9. 閣僚は、東シナ海における情勢に関し緊密な意思疎通を継続するとの意図を共有するとともに、この地域において現状の変更を試み、緊張を高めるいかなる威圧的又は一方的な行動にも強い反対を表明した。
10. 閣僚は、現在行われている東南アジアにおける海洋安全保障及び海上安全のための能力構築に関する三か国間協力を歓迎し、この地域における及び太平洋島嶼国との協力をこれらの国々と緊密に協議しながら強化することにコミットした。閣僚は、地域のニーズに関して現在行われている情報交換を通じて、この協力を進めることを決意した。閣僚は、パートナーとも協議しつつ、それぞれの支援プログラムの連携を継続し、将来的により緊密に連携可能な方途を特定することへの三か国のコミットメントを改めて表明した。
11. 閣僚は、民間セクターの地域への投資の潜在力を解き放ちインフラの格差を縮める、国際的基準に則り、開かれて、透明性があり、非排他的で、財政的に責任がある、持続可能なインフラ開発を通じた連結性の向上の重要性を強調した。この観点から、閣僚は、豪州外務貿易省を通じた、豪政府と米国海外民間投資会社及び日本の国際協力銀行の間でのインド太平洋におけるインフラ投資のための3者パートナーシップの発表を含め、インド太平洋における著しいインフラ投資へのニーズに対応するための、TSDパートナー間の協力の進展を歓迎した。
12. 閣僚は、国家及びその代理主体が、悪意のあるサイバー活動を通じて目的を追求する意欲を一層高めていることに懸念を表明した。閣僚は、ルールに基づく国際秩序がオンラインの活動も包含しなければならないことを確認した。閣僚は、既存の国際法のサイバー空間における国家行動への適用に基づくサイバー空間のための国際的な安定の枠組み、平時

のサイバー空間における自発的で非拘束的な責任ある国家の行動に係る規範の順守及び協調的な能力開発プログラムによって支援された信頼醸成措置の実施を促進するための共同コミットメントを再確認した。閣僚は、悪意のあるサイバー活動を、よりよく抑止し、軽減し、公に帰属させ、それに対抗することをもってし、そのような活動がもたらす結果を明確かつ一貫して伝えるための実践的な協力を深めることを決意した。閣僚は、サイバー空間での容認しがたい行動を引き続き非難することを決意した。

13. 閣僚は、テロ対策協議を通じたものを含め、テロ及び暴力的過激主義対策のために協力する方途に関して議論した。閣僚は、ソフトターゲットの防護及びテロ資金対策に関する連携を決意した。閣僚はまた、既存の情報共有メカニズムを支持し、強化すること並びに紛争地への及び紛争地からの外国人テロ戦闘員の流れに対抗することを決意した。閣僚は、フィリピン南部にて継続している暴力的過激主義活動の潜在力について懸念を表明した。閣僚は、こうしたテロ活動に対抗するためのインド太平洋地域における一層の協力を促し、これらの取組に対する継続的な支持を約束した。
14. 閣僚は、定期的に会合を行い、良好なガバナンス、法の支配、人権を支持することを含め、強力で持続可能な成長を促進するために、互いやパートナーとの協力を深めることにコミットした。閣僚は、事務方に対し、平和で安定し、繁栄したインド太平洋を支持するための、実践的な協力のあり得る新しい分野を探るよう指示した。

(了)